

12月10日（火）

平成 25 年 12 月 10 日 (火 曜 日)

午前 10 時 2 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
総 務 課 主 任 主 事	橋 本 季 士 郎
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 議長挨拶

○福田作弥議長 開会前に一言お礼を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、現在、本県におきましては、記紀編さん1300年記念事業に官民挙げて取り組んでいるところであります。そこで、議会としましても何かできることはないかということで、昨年から、この11月定例県議会におきまして、古代衣装を着用して本会議に臨む日を設けているところでございます。この取り組みが記紀編さん1300年の機運を盛り上げ、ひいては本県の振興につながることを祈念いたしますとともに、御協力いただきました関係者及び関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第25号までの各号議案及び請願第36号から第44号まで、並びに継続審査中の請願第26号、第27号及び第30号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。総務政策常任委員会の御報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願2件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、継

続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第30号、第38号については賛成多数により、第39号については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、9,400万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源は、国庫支出金900万円余、繰入金8,500万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,785億100万円余となります。

次に、県内ホテル等でのメニュー不当表示についてであります。

このことについて当局より、「「宮崎産牛ロール」と表示しながら、一部他県産牛を使用したものなど、実際に使われていた食材と異なる表示が行われていたことが、県内4事業者において判明したため、直ちに該当事業者へ事実確認のための調査を実施し、不当な表示の禁止と再発防止に向けた指導を行った。また、本県の食の安全・安心を確保する観点から、県食品衛生協会など関係団体に対し、景品表示法を初め食品表示関連法の理解と適正表示の徹底を要請した」との説明があり、委員より、「事業者の信用問題にとどまらず、みやぎきブランドにまで悪影響を及ぼすことのないよう注意していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、事業

者に対して関連法令の正しい理解と適正表示の周知徹底を図るとともに、宮崎牛を初めとした本県のブランドの評価や、今まで築き上げてきた食の安全・安心が揺らぐことのないよう、関係事業者と一体となって再発防止に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、フードビジネス雇用拡大推進事業の採択事業者についてであります。

このことについて委員より、「採択の基準は何か」との質疑があり、当局より、「販路や仕入れ等を含めた実現可能性や企業の経営状況による雇用の継続性など、有識者の意見を聞きながら判断した」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「本県の基幹産業である1次産業にいかに利益を還元できるかが重要であり、単なる経営支援とならないよう留意していただきたい」との要望がありました。

次に、防災拠点庁舎整備基本方針(案)についてであります。

このことについて当局より、「東日本大震災の教訓から、防災拠点庁舎の早期整備が不可欠であるため、防災拠点施設整備調査検討委員会における整備案を踏まえ、さらに検討を加えた結果、今回、防災拠点庁舎の整備指針となる基本方針(案)を取りまとめた。本年12月中には基本方針を決定したい」との説明があり、委員より、「5号館や日本庭園、本庁舎など、県庁舎としての一体感が出せるよう既存の庁舎の配置や風致等を踏まえ、基本構想を検討していただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「一時避難場所として活用する方針だが、災害応急対策の司令塔としての機能を阻害することのないよう、今後詳細に検討していただきたい

い」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今後、災害応急対策の司令塔として問題なく機能できるよう、さらに具体的に検討するとともに、既存の庁舎や将来の県庁舎のあり方を踏まえた整備となるよう、詳細な建物の配置等を検討していただくことを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願3件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

また、採択いたしました請願第36号及び一部採択いたしました請願第40号に基づき、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」及び「障がいのある学生の修学支援の促進等を求める意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で270万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は1,011億4,900万円余となります。

次に、議案第23号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、青島、むかばき及び御池の3カ所の宮崎県青少年自然の家について、平成26年度以降の運営を行う指定管理者の指定に当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

このことについて委員より、「指定管理候補者の募集に対して応募が1団体ということだが、競争原理が働いていない。どのように周知を図ったのか」との質疑があり、当局より、「募集については、県のホームページや県政番組で広くPRするとともに、経済団体等の関係団体の会報に応募内容を掲載させていただいた。複数の候補者の中から選定されることが望ましいと考えており、今後も工夫しながら努力してまいります」との答弁がありました。

また、このことについて別の委員より、「指定管理者制度の運用については、利用者の利便性の向上や管理運営経費の削減など、制度本来の目的が果たされるよう、しっかり取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、平成24年度に借り入れた企業債の償還について、当初計画より前倒して実施することにより企業債支払い利息の軽減を図るため、4億5,100万円余を増額補正するものであり、補正後の資本的支出は75億2,900万円余となります。

次に、議案第19号「損害賠償の額の決定につ

いて」であります。

これは、県立日南病院におきまして平成24年10月に発生した医療上の事故に対する和解が成立したことに伴い、「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例」第9条の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

このことについて当局より、「今回の件を重く受けとめ、医療の安全確保について改めて点検を行うとともに、診療について万全を期すよう努力してまいります」との説明がありました。

当委員会といたしましては、患者の安全を守るという観点から、医療安全対策は最重要課題と捉え、質の高い医療提供体制の構築を図るよう要望いたします。

次に、県立病院事業の平成25年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて当局より、「平成25年度上半期の経理の状況について、病院事業収益は入院収益及び外来収益ともに増加しているものの、時間外勤務手当の増加及び医療機器や電子カルテシステム等の購入に伴う新規償却が発生したこと等に伴い、費用が収益を上回る伸びとなったところである」との報告がありました。

このことについて委員より、「特に県立宮崎病院においては、収益が減少した一方、給与費や経費などの費用が増加していることから、年度末に向けて経費節減を図るなどさまざまな方策を検討し、さらなる経営改善に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査といたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその

取り扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願2件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は498億3,900万円余となります。

このうち、「チャレンジ!新商品開発」フード・オープンラボ整備事業についてであります。

このことについて委員より、「変更前と変更後の建築面積は変わらないのに、建設費がかなり増額となっているのはどのような理由か」との質疑があり、当局より、「HACCP等の衛生基準に対応するため、専門家などの意見を踏まえ、入荷前室等を新たに設けること、施設内の設備を再配置すること、及びこれに付随する電気・機械設備の設置が必要となったことから、多額の工事費を要することとなった」との答弁がありました。

また、別の委員より、「オープンラボには、県の職員が常駐して指導するのか」との質疑があ

り、当局より、「管理・運営は食品開発センターの職員が行い、必要に応じて企業等への指導も行うこととしている。常駐は業務上厳しいことも予想されることから、衛生管理や食品製造に詳しいコーディネーターを配置できないか検討しているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、企業等が新商品開発にチャレンジしやすい環境を創出することにより、フードビジネスの振興が図られることが期待できることから、オープンラボ整備後の運営・指導のあり方についても、しっかりと検討を行っていただきますよう要望いたします。

次に、宮崎県中小企業等支援ファンドについてであります。

このことについて複数の委員より、「一時的に経営に支障を来した県内の中核的企業に投資することで、企業の事業継続、雇用確保等の成果があったものの、県が宮崎県産業振興機構に貸し付けた20億円のうち、回収できない金額が9億円弱あることについて、しっかりと説明をする責任があるのではないか」との質疑があり、当局より、「10年というファンドの設置期間において多額の公金が必要となったことに対しては、公金を預かる者として責任の重さを感じている。損失補償額として措置している予算額を2月定例会において補正する予定であるので、その際には説明したい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、大変重要な問題であると認識しておりますので、知事におかれましては、当該ファンドの投資経過等についてしっかりと分析し、説明を行っていただきますよう強く要望いたします。

次に、施工パッケージ型積算方式についてで

あります。

このことについて委員より、「施工パッケージ型積算方式が来年の4月1日より導入予定であるとのことであるが、建設業者から、その準備期間等に関して心配する声が多く聞かれる。今後、導入までの期間においてどのような対策を講じていくのか」との質疑があり、当局より、「来年1月から説明会を開催する予定であり、また、ホームページ等においてもパッケージ単価の概要について公表していく予定である。導入の時期については、関係団体等からも意見をいただきながら柔軟に対応していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今年度は工事の発注件数が多く、建設業者の準備期間の確保が困難なことも予想されることから、建設業者等関係者の意見を十分に聴取していただき、導入に際し滞ることがないように要望いたします。

最後に、当委員会において、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第22号については賛成多数によ

り、また、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は309億円余となっております。

このうち、松くい虫伐倒駆除事業についてであります。

これは、被害木の伐倒などを行った後、薬剤処理や焼却等を実施することにより、松くい虫の駆除を行い、海岸保安林等の保全を図るものであります。

このことについて委員より、国が所管する試験研究機関等とも連携しながら、今後とも抵抗性松の研究など長期的な視点に立った松くい虫対策の研究を進めるよう、要望がありました。

次に、乾しいたけ消費拡大緊急対策事業についてであります。

この事業は、消費量の低迷などから乾しいたけの価格下落が続く中、県外消費地でのPR活動や新たな販路開拓などの取り組みを通して、県産乾しいたけの消費拡大を図るものであります。

このことについて委員より、「消費量低迷の一因は、原発事故に伴う放射能汚染に係る風評被害であると思うが、放射線量の測定の結果はどのような状況か」との質疑があり、当局より、「食品開発センターで測定した中に検出された例はない」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「放射線量測定の手数料免除について、依頼件数が減少してい

ることなどを理由に免除を終了するようであるが、いまだ風評被害がある中、関係団体からの要望もあるため、来年以降も継続できないものか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、シイタケ生産量が多い他県との協力により、さらに強く安全性をアピールするなど、風評被害対策の取り組みをより一層強化していただくよう強く要望いたします。

次に、韓国等への木材輸出についてであります。

このことについて当局より、「知事を団長とする訪問団が韓国を訪問し、木材輸出に関するトップセールス等を行い、韓国との経済交流の拡大や関係構築を図った」との報告がありました。

これに関連して委員より、「韓国及び中国へ木材を輸出する際、どの港を利用しているのか」との質疑があり、当局より、「現在輸出を行っている森林組合は志布志港を利用している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県は東アジアをターゲットとした輸出促進に取り組んでいるところでもありますので、細島港を初めとする県内港湾の利用に向けて、その整備等が一層図られるよう要望いたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,800万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は394億700万円余となっております。

次に、議案第20号「訴えの提起について」であります。

これは、耐用年数を10年として発注した浮き

魚礁が、連結金具の異常により、設置後3年足らずで離脱・漂流したため、施設の設計・施工を行った受注業者を相手に、県がこうむった損害について損害賠償請求訴訟を提起するものであります。

このことに関連して委員より、「今後、同様の事件が起こることがないように、業者の選定や契約に当たっては細心の注意を払っていただきたい」との要望がありました。

次に、新たな米政策についてであります。

これは、現在、国において見直しが進められているものであり、当局より、米の直接支払交付金、いわゆる減反補助金の減額や飼料用米等への支援の拡充など、現時点で明らかとなっている見直しの内容について説明がありました。

当委員会といたしましては、新たな米政策への移行が順調にいかなければ、耕作放棄地がふえることも懸念されるため、移行に当たっては、県と市町村とが連携して指導力を十分に発揮していただくよう、要望いたします。あわせて、国に対して、本県が置かれている状況を確実に伝え、農業者が安心して耕作できる制度となるよう努めていただくことを強く要望いたします。

次に、「地域の特性を活かした生産性の高い水田農業経営の確立に向けた支援の充実を求める意見書」についてであります。

これは、国において新たな米政策が検討されている中、平成26年度以降の経営所得安定対策等について、地域の特色を十分に反映し、農業者にとって生産意欲が向上し将来的な経営展望が描ける制度となるよう、強く要望するものであります。

次に、「地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の制度設計に関する意見書」

についてであります。

これは、農地中間管理事業の実施に当たって、現場の実情と課題を十分把握した上で、円滑な制度運営と計画的な業務推進ができるものとするを強く要望するものであります。

次に、「地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見書」についてであります。

これは、現在、国において検討が進められている日本型直接支払制度について、地域の実情を十分に反映し、農業者等が意欲を持って取り組める制度となるよう、強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいをいただくよう、お願いをいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第11号外1件及び新規請願3件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、暴力団の情勢と対策についてであります。

当局より、県内における暴力団組織の情勢等について、本年は集中取り締まりによる4件の主要事件を含め84名の暴力団員を検挙したこと、また情勢としては、全国と同様に組織・人員ともに減少傾向であることなどの報告がありました。

このことについて委員より、暴力団組織の資金源についての質疑があり、当局より、「覚醒剤や恐喝、最近では詐欺、窃盗などにより資金を調達している。また、暴力団組織を財政的に支援する周辺者の存在もあることから、警察としては、県民から情報をいただきながら、あらゆる法令を活用し取り締まりを行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、県内における暴力団組織の所在地等についての質疑があり、当局より、「県内6市において11の組織が存在し、約310名の構成員を把握している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、取り締まりの強化はもちろんのこと、ゴルフ場を初めとした各分野における暴力団排除の取り組みや、さらには、組織からの離脱者に対する社会復帰支援など、暴力団壊滅に向けた取り組みを引き続き推進されるよう要望いたします。

次に、「宮崎県いじめ防止基本方針(素案)」についてであります。

これは、本年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定するものであります。

このことについて委員より、「素案では、関係

機関等の連携を図るための協議会や、実効的な対策を行う教育委員会の附属機関等を設置するとなっているが、構成メンバーは、大人だけではなく児童生徒も加え、生の意見を聞くことが必要ではないか」との意見や、また、別の委員からは、「児童生徒がみずから対策を考え活動できるよう、児童生徒の自主性を引き出す工夫も必要ではないか」との意見もあり、さらに別の委員より、「教科によっては大人数での授業を行うなど、多くの人とコミュニケーションを図ることも、社会性を学ぶ上で効果があるのではないか」など、複数の委員から意見がありました。

当委員会といたしましては、いじめは、本県の生徒指導の最重要課題であることから、今回の委員の意見や今後実施されるパブリックコメントの結果を踏まえるなど、多方面から意見を聴取し、その反映について十分な検討を行った上で、学校現場の実情に即した実効的な基本方針を策定されるよう要望いたします。

次に、企業局における平成25年度の上半期の状況についてであります。

当局より、「事業実績については、工業用水道事業が目標を上回り、電気事業、地域振興事業は目標を下回っているが、収益的収支については、3事業ともおおむね順調に推移している」との報告がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきまして、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 私は、今回の議会で新規請願で上げられた件について、総務政策常任委員会の委員長及び文教警察企業常任委員会の委員長に質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、総務政策常任委員長にお伺いをいたします。新規請願の第39号ですが、「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」というのが即不採択となっているわけですが、新規請願であるならば、一定十分な論議も必要かと思いますが、即不採択となった審議の状況、それと不採択となった理由などがわかればお伺いしたいと思います。

○内村仁子議員 委員会の審査におきましては、委員の皆さんに御意見をお伺いし、継続審査または採決をするか諮った結果、採決となりました。採決により賛否をお諮りしたところですが、不採択となったところでもあります。以上です。

○前屋敷恵美議員 この請願の中身についての審議というのは行われなかったということですか。

○内村仁子議員 委員会の審査において委員の皆さんに御意見をお伺いしました。しかし、委

員会の場合には特に意見は出ませんでした。継続審査または採決するか諮った結果、採決となりました。そして、採決により賛否をお諮りしましたところ、不採択となったものであります。

○前屋敷恵美議員 結果的には、委員会の中ではさしたる中身についての議論もなく採決に付され、不採択ということになったという経過を確認したいというふうに思います。

引き続き、文教警察企業常任委員長に、同様に、請願の第42号全国一斉学力調査の廃止、それと第43号教員免許更新制度の廃止について、それぞれ国に意見書を提出してほしいという請願、及び第44号の「公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願」、3件がいずれも即不採択という結果になったわけですが、これについても審査の状況と不採択に至った理由をお聞かせいただきたいとします。

○田口雄二議員 不採択となった請願についての審査の経過でございますが、請願は、県民の皆さんが行政について持っている要望や意見を文書にして提出されたものであります。県議会は、その県民の意思を十分受けとめまして、審議に付する必要があると思います。各委員の皆さんも、請願の意思は十分理解されていると思います。

委員会の審査におきましては、委員の皆さんに御意見をお伺いし、継続審査または採決するか諮った結果、採決との意見があり採決となりました。採決により賛否をお諮りしたところ、不採択となったものであります。以上です。

○前屋敷恵美議員 今、田口委員長がおっしゃられるように、請願というのは、県民の切実な願いが請願として議会に上げられ、委員会に付託をされて審査が行われるというルールになっ

ているわけです。少なくともその論議の中で――それぞれが検討して委員会に出席をしているというようなお話でありますけれども、少なくとも、理由などを述べる、問題点があれば指摘がされる、そういうことも必要ではないかというふうに思うんです。それがやはり、請願者に対する議会としての最低限の誠実さではないかと思うわけです。

私は、委員会でそういうことが論議されなくて結論が出されたのであれば、せめてこの本会議において、不採択という立場を表明された方については、その旨、討論があつてしかるべきではないかというふうに思っておりますので、討論をぜひ期待したいと思います。

以上で質疑を終わります。

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第22号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」です。

同議案は、国庫補助事業である農村地域防災減災事業の一部事業について、中山間地域に対する国費のかさ上げが設定されたため、市町村負担金の率を引き下げるといっていますが、我が党は従来から、国直轄事業は国が、県直轄事業は県が責任を持って行うべきであるとする立場です。したがって、負担割合が減らされても

負担が存在することには全く変わりはなく、基本的な立場で反対をするものです。

次に、請願についてです。継続請願第26号、第30号をさらに継続審査とすることについて、及び第27号の不採択について反対をし、また、新規請願第39号、第42号から第44号の不採択について反対し、採択を求めるものです。

まず、再び継続審査とされました請願第26号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」及び第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」、また不採択とされた、第27号「学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願」についてです。

教育関連の請願はいずれも、子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や教育費の父母負担の軽減等を求めるものです。また、2分の1から3分の1へ引き下げられた義務教育費の国庫負担割合をもとに戻すことについては、県の財政負担を軽減し、教員の増員を初め、子供たちの学びや成長にとって必要な手だてをとることを可能にするものです。また、個人保証の原則廃止を求める請願については、前議会でも申しましたが、全ての会派が紹介議員となって提出をされたもので、継続審査を繰り返し結論を先送りにすることに何の道理もありません。いずれの継続請願についても、さらなる継続、また不採択とせず、請願者の意思を十分尊重して採択を求めるものです。

次に、新規請願第39号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」、第42号「全国一斉学力調査の廃止につい

て、国に意見書の提出を求める請願」、第43号「教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」及び第44号「公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願」は、いずれも子供たちの学びを保障するためのさまざまな教育施策の充実を求めたものです。しかし、この新規請願に、あっさりとは不採択の結論が出されましたが、そうではなく、まずはしっかりと受けとめることが必要なのではないでしょうか。請願で求めているように、教育格差をなくして、全ての子供たちに行き届いた教育を保障することは、政治、行政の役割です。政府は、高校授業料の無償化制をやめ、所得制限を設けることを決めましたが、文科省の試算でも、22%もの高校生が就学支援金支給の対象外となるとしています。全ての子供たちの「教育を受ける権利」を保障するためにも、無償化の継続を求めることは必要ではないでしょうか。

また、全国一斉学力調査については、年間60億円もの巨額が投じられていますが、地方自治体間、児童生徒間に過度な競争を引き起こす要因ともなっています。また、調査結果の数値についても、特定科目のみが取り沙汰され、総合的な分析・改善につながらないなどの問題も抱えているのが現状と言えます。児童生徒の学力傾向を把握するとした当初の抽出調査に戻すなど、全国一斉学力調査の実施は廃止を検討すべきではないでしょうか。そして、それに費やす巨額の費用は、子供たちの学びのために振り向けることが必要だと思います。

また、教員免許更新制については、さまざまな問題があるとされています。教員に対する年限処分の権限を持つ都道府県教育委員会が、当初から、新たな講習の修了認定等を行う権限を

持つことに懸念を表明したことを初め、大学等が行う免許更新講習の内容、方法がそれぞれ異なることが、修了認定に公平を欠くこと。更新講習の受講機会が限られ、受講時期が集中すると、学校運営や授業など教育現場での教育活動に支障を来すこと。そして何より、教員が10年という期限付きの不安定な身分に置かれることで、教員の生活に対する不安や意欲を損なわせ、ひいては教育の土台そのものを崩すことになりかねない状況が危惧されるなどです。教員の力量や人間性を高めるためには、職場での連帯を通して豊かな経験が交流され、教育実践に生かされることではないでしょうか。そして、子供たちや保護者との信頼関係を築いていくことで、学校教育への信頼を勝ち取るのだと思います。安易に、教員免許の更新で、教員の質の向上、教育力を高めるといった方策はとるべきではないというふうに思います。

無限の可能性を秘めた子供たちをしっかりと守り、育てていくのは、我々大人の責任であり責務でもあります。そして、そのための施策を充実させるために力を尽くすことが、議会の役割ではないでしょうか。県議会は、こうした切実な県民要求を先延ばしにしたり切り捨てることなく、請願者の意思をしっかりと酌み取って、最大限力になることが求められていると思います。各請願を不採択とせず、採択を切に求め、討論いたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第22号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第22号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決で

あります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎ 議案第1号から第21号まで及び
議案第23号から第25号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第1号から第21号まで、及び議案第23号から第25号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第44号採決

○福田作弥議長 次に、請願第44号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第27号及び第39号採決

○福田作弥議長 次に、請願第27号及び第39号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第42号及び第43号採決

○福田作弥議長 次に、請願第42号及び第43号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第40号採決

○福田作弥議長 次に、請願第40号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は一部採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり一部採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第36号、第37号及び第41-2号採決

○福田作弥議長 次に、請願第36号、第37号及び第41-2号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第26号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査と

ることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成25年12月10日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

消費税率の引き上げに関する意見書

議員発議案第2号

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定

交渉に関する意見書

議員発議案第3号

大気環境保全対策の推進を求める意見書

平成25年12月10日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 厚生常任委員長 新見 昌安

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

議員発議案第5号

障がいのある学生の修学支援の促進等を求める意見書

平成25年12月10日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 山下 博三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

地域の特性を活かした生産性の高い水田農業経営の確立に向けた支援の充実を求める意見書

議員発議案第7号

地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の制度設計に関する意見書

議員発議案第8号

地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見書

平成25年12月10日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則

黒木 正一

田口 雄二

横田 照夫

山下 博三

西村 賢

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

◎ 議員発議案第1号から第9号まで
追加上程

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第9号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員 私は、議員発議案第9号「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」について質疑をいたします。

前もって申し上げますが、この決議に私は反対するわけではございませんので、まずは申し

添えておきますが、ただ、文言の文面の解釈の仕方によって、ちょっと賛成しかねる点もある。少々抗議の仕方について異論もあるということでお尋ねをしていくわけであります。当然、ここにありますように、国際法上の一般原則であります公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものでありますから、決して中国の行動は認めるわけにはいかんということでもあります。

そこで、改行の4つ目、真ん中ごろになりますが、「加えて」からの文言であります。「中国側が設定した」云々で、その2行目の最後に、「このような力を背景とした」ということであるんですが、何をどのように読み取ればいいのかというのが解釈できないものですから、「このような力」を説明いただくといいと思います。

○中野一則議員 これは、中国の今日までの動きを見ればわかるとおり、その前に書いてありますとおり、中国は最近、軍事力を増強してきて、また近隣諸国に膨張主義的な行為をしてきております。そういうこと等を含めて「このような力を背景とした」ということで書いたところであります。

○高橋 透議員 「加えて」からのこの2行は、いわゆる今の事象ですよ。事実経過ですから、ここと「このような力」というのは結びつかないわけであって、今おっしゃったのは中国の軍事力ということを言いたかったのかどうか、もうちょっと詳しく説明いただくと助かるんですが。

ただ、日米が中国の軍事力をどう見ているかというのは、最近の新聞を見るとかなり力の差もあるわけで、能力にいろいろ不十分な面もあるということで私は解釈しておりますから、一

方的な中国の今回の行動については、当然これは抗議をするべきでありますから、軍事力ということでおっしゃいましたので、それ以上のことはありませんか、提出者の中野議員。

○中野一則議員 非常に、今日の中国の軍事力の増強を私は看過できないという立場であります。アメリカを頼って日米安保条約を結んでおりますが、日本の国土を守るためには、やはり自分の国は自分で守るという毅然とした態度が必要だ、こういう認識であります。そういう中で、中国の軍事力が今日増強しているということにつきましては、非常に懸念をしておりますので、そういうことになりかねない今回の防空識別圏の設定でありますので、これを看過しておると、どんどん増強してくると。

例えば、日本海の約2倍、それから東シナ海の約1.5倍ある南シナ海、あそこのほとんどは中国の領海・領土ということで、国境線をきちんと書いているわけです。それが中国の地図であります。しかし、どういうわけか、同じ地図を見ますと、東シナ海のほうには、台湾と与那国島のところの間までは国境線がありますが、それから北のほうには国境線がないわけです。ですから、こういう防空識別圏ということで、こういうものをずっと見ておくと、しかも固有の領土である尖閣諸島もその領域に入っているわけですから、やがて国境線という形になってくるんじゃないかなと。そういう意味で、中国の最近の力を背景としたいろんな動きは、我々も看過できない。注意すべき、毅然とした態度を示しておくべきだ、そういう認識であります。

○高橋 透議員 看過はできない、それは私も認めるわけで。

次の質疑をいたしますが、最後の結びのとこ

ろで、「毅然たる態度で必要なあらゆる措置」ということで結んであるわけで、この「あらゆる措置」というのはどんなことでしょうか。

○中野一則議員 こういう問題は国と国との問題、その周辺諸国の問題ですから、外交的に全てが進めばいいわけですがけれども、ただ、それだけでということになると、今の中国のあの動きからすると、どうにも解決にはならない、どんどん中国のほうが増長してくるという気がいたします。そういう意味で諸外国にも訴える気持ちで、アピールする気持ちで、日本はあらゆる手段でこれに当たるということであるべきだということでございます。

○高橋 透議員 平和的外交ということをおっしゃったような気がするものですから、まとめたいと思うんですが。

国会もこれは決議したんですよね。ただ、かなりやわらかく表現——全会一致ですから。そういう意味では、もうちょっと文言を慎重に私たちと協議させていただくとよかったと思いつながら、人とか経済の交流とか、スポーツとか文化の交流に、後々に影響を与えちゃいけないし、非常にこれはシビアな問題ですから、慎重になるべきだというふうに思っています。だから抗議の仕方、お互いの国民の感情をあおるような、そういうことにならないほうがいいと思つて質疑をいたしました。

以上で質疑を終わります。

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 私も、「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」について、その中身について伺いたいというふうに思っています。

この中国が設定した防空識別圏は、現在、日本が実効支配をしているところを、中国がいわ

ば力で実効支配を弱めようとする動きで、国際社会では絶対に許されないことで、即時撤回を求めることは当然であるというふうに思います。そういう立場にあります。

しかし、この決議の中で、今、高橋議員も質疑されましたけれども、「毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講ずることを強く求める」としている点で、この「必要なあらゆる措置」とは、どのような措置をとることを想定しておられるのか、再度、御説明いただきたいと思いません。

○中野一則議員 先ほどもお答えしましたが、これは日本国一国ではどうにもならないこともあります。ですから、諸外国にアピールするという狙いも含めて、関係諸国と連携をしながら、あるいは国際の機関に、国連等を含めてお願いして対処する、そういうことを含めて必要なあらゆる手段を、措置を講ずるということでもあります。もちろんその前に、「毅然たる態度」ということで、先ほど言いましたが、弱々しい態度では、今日の中国のあの態度では、どんどん新たな事実みたいにしてくる。尖閣諸島の動きが何よりも証拠ではなかろうかと、こう思っております。先ほども言いました南シナ海のあの状況を含めても、そういう思いがいたします。ですから、我が国としては毅然とした態度で、そして、でき得るあらゆる手段をもって措置を講じなければならないというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 中身については抽象的で具体的なものは示されませんでしたけれども、私は、あくまでも領土に関する問題は外交交渉の場で解決することに徹すべきだというふうに考えます。そして、この「あらゆる措置」という中身が軍事的対応も含むというものであれ

ば、私は問題だというふうに考えています。まずは、双方がエスカレートさせて対立する、衝突に至る事態は回避する努力を惜しまないことが大事だと、それは双方に言えることです。外交的解決に逆行するような物理的対応や軍事的対応はお互い慎むべきだと思います。ここが私は重要だと思います。先ほど、いろんな考えられる、あらゆる中身をというふうな抽象的なことでしたけれども、そういう中身になると、より相手を挑発することに、威嚇をすることにつながるんじゃないか、そういうふうに懸念もいたします。日本があくまでも外交的解決をとるんだという立場を明確に示すこと、このことが……。

○福田作弥議長 意見を述べないでください。

○前屋敷恵美議員 (続) 中国の過度な行動を阻止する力にもなりますので、こういった文言は私は修正が必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○中野一則議員 今まで日本は、尖閣諸島の問題でも非常に紳士的に外交上の問題としてやってきましたが、どちらかというと非常に膨張主義的にやってきているのが中国であります。今回のこの問題につきましても、この識別のこれに従わなければ中国軍が防空的緊急措置をとると、こうやっているわけですので、逆に中国のほうが軍事的な行為をしかねない、そういうことであります。そういうことをさせないためにも、我々は毅然とした態度をとるべきだと、そして、可能なあらゆる措置を講ずるという姿勢であるべきだ、そういうことであります。

○福田作弥議長 前屋敷議員、意見を述べずに質疑を行ってください。

○前屋敷恵美議員 はい。

国会でも決議をされておりますが、国会決議

は参考にはなさらなかったんですか。

○中野一則議員 国会決議には「必要なあらゆる」というところがなかったように思いますが、もっと国会も我々と同じようなふうに書いてもらえばよかったのになというふうには思いました。

○前屋敷恵美議員 こういう決議というのは、全会一致で採択をすることに意義も意味も非常にあるんですね。だから、国会ではさまざまな交渉もしながら全会一致でおさまるように努力をされたというふうにするんです。ですから、ぜひこの県議会でも全会一致でこの決議は上げてほしいという点で、こうした文言は削除するか、表現を変えるかということを要望したいと思いますが、どうにもなりませんか。

○中野一則議員 要望ということでありましたが、我々も全会一致を呼びかけてお願いしたいということで、今まで取り組んできたつもりでございませぬ。

○前屋敷恵美議員 最後にいたしますが、この案文が示されたのは金曜日の議運の中です。事前に、こういう中身で決議をしたいから全会一致を目指しているというようなお話も全くありませんで、一方的に提案をされて、それを認めるというのでは、余りにもそれはやり方が理不尽ではないかというふうにするところなんです。やはり歩み寄って文言も修正しながら全会一致を目指すことが望ましいのではないかと思います。いかがですか。

○中野一則議員 先週の金曜日であったかと思っておりますが、大変時宜を得た期日であったと思っております。

○前屋敷恵美議員 「時宜を得た」というふうに言われますが、その合意に至る努力は全くなされていないわけですからね。その辺の努力は

必要かというふうに思います。

もう訂正する意思もなく、このままこの案文で採決に付すというのであれば、残念ながら加わるわけにはいかないということを表明したいと思っております。以上で終わります。

○福田作弥議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員 9号について、同じく質疑をさせていただきます。

11月の23日に、尖閣諸島を含む東シナ海の空域に、進入前に中国への事前通告を必要とする防空識別圏を設定した。御案内のとおりでございます。いろんな経緯がございまして決議案が出されたわけですけれども、その後、アメリカが戦闘機を緊急発進したというのがありましたけれども、中国はスクランブルをやらなかったということで、そういう事実がございまして、よかった、日米間で一緒にやれるなということでございませぬけれども、その後、いろんな足並みの乱れが出ているというのは御承知のとおりです。私が心配をするのは、ここに書いてあります、4行から5行にあります「中国側のこうした措置は」云々というのがありまして、「現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである」というふうに言っておられるわけです。これを解消すべきであると思うわけですけれども、「不測の事態」というのはどのようなことを想定しておられるのか、お尋ねいたします。

○中野一則議員 「不測の事態」というのは、中国が一方的にこれを設定したわけですので、軍事的にも非常に危険度が高まる。あるいは、ここは民間航空機もかなりの数で往来というか通っているわけですので、そういうことで、そういうことが発生しないように。大分前でしたが、昭和50年でしたか、韓国の民間航空機が樺

太沖で当時のソビエトに追撃をされました。ああいうこと等がないようにということでございます。

○鳥飼謙二議員 高橋議員もお尋ねをしましたが、そういう意味では、この決議案の中身をもっと練ってもらったほうがよかったのかなど。私どもも、こういうやり方については問題があるというふうに思っておるんですけど、ただ、それをあげつらっているだけでは解決をしなくて、不測の事態が起きる——大韓航空機がソ連空軍に撃墜をされて、その被害者の方が宮崎県にもおられる、そういう事態を招かない。もしくは軍同士が交戦をしない。私どもは、どうしたらそういう状況ができるかというのを、県民の皆さん、そして議会としても意見をいろいろ言っていくべきだというふうに思っておるわけです。

そこで、国会決議のほうはというのがいろいろございましたけれども、国会決議を見てみると、自民党案が最初たたき台になって決められているわけですがけれども、かなりやわらかくなっているんです。やはり、これは経済的な結びつきがかなり緊密だ、アメリカとも中国は緊密だというのがありまして、日本政府は日航と全日空に「通知をするな」と言いましたけれども、アメリカはそれからおりて、「民間に任せます」と言って、パンアメリカン航空とかデルタ航空は飛行通知を出しているんです。日本は足をすくわれている、そんな状況があるというふうに私は思っておりまして、そういう意味では、中国のやり方にもけしからんという思いはあるわけですがけれども。先ほど言われた、「あらゆる措置」の中に、諸外国と連携をして平和な海なり地域をつくっていかうというようなことがあるので、そういう意味では理があるのか

なという思いをしているところがございます。

ですから、今後、中国との間でホットラインをつくるようなことを想定すべきではないか。あの、大韓航空機を爆破した冷戦時代に、日本とソ連とのホットラインもあったというふう聞いておりますので、そういう努力をすべきではないかと思うんですけれども、その点について「あらゆる措置」の中に入っておるのかどうか。そういうこともやっていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中野一則議員 「必要なあらゆる措置を講ずる」ということでありますので、中国が即時撤回をするように、いろんなことを日本政府が考えて、諸外国とも関係国とも協調して取り組んでもらえばいいがな、こう思っております。

○鳥飼謙二議員 いろんな措置の中には日中ホットラインをつくるということも入っていると思っております。

○中野一則議員 具体的に今、何を何をということは、政府の方針をまだ聞いておりませんので、私がここで「それも含めます」ということは言えません。

○鳥飼謙二議員 決議は宮崎県議会ですしておりますので、それを政府に尋ねるとか方針を聞く、そういうことではいけないと思うんです。宮崎県議会としてどうするのかということ、発議者の人たちが皆さん方に突きつけたわけですから、それはしっかりと意見を持っておかないといけないと思うんです。私は、中野議員が言われた、この「あらゆる措置」の中に、日中のそういうホットラインもできて、何か不測の事態が起きないように努力をなさいよと、抗議をしながらもそういうことを提起していくということを含めるべきではないかなと思っておりますし、「あらゆる措置」の中に入

れていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○中野一則議員 それぞれの思いで、「必要なあらゆる措置」ということを理解してもらえばいいんじゃないかと思います。

○鳥飼謙二議員 もうちょっとしっかりやっていただいて説明いただければと思いますけれども、できるだけこういうことについては、日本の国益もそうですけれども、宮崎県の県益といえますか、今からフードビジネスで中国に行って商売をしようとかいろいろやっているわけですから、そのことも十分考えて、意見書なり決議をされるように要望しておきたいと思いません。終わります。

○福田作弥議長 以上で質疑は終わりました。

○福田作弥議長 お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第1号「消費税率の引き上げに関する意見書(案)」について、反対の立場から討論を行います。

現在、安倍政権は、来年4月に現在の税率5%を8%に、再来年10月にはさらに10%に引き上げようとしています。8%への引き上げだ

けで8兆円、10%になれば13兆5,000億円もの負担を国民に押しつける増税計画です。しかも政府は、8%への消費税増税のために、復興特別法人税を大企業だけ1年前倒しして来年から廃止するという新たな経済対策を打ち出すなど、まさに本末転倒です。しかも、国民の所得が減り、経済がデフレ不況から抜け出していない中で増税を強行すればどうなるか、「いまだ景気の回復が実感されるような状況には至っていない。このような状況下における消費税の引上げは、消費の落ち込みによる景気の腰折れが心配される上に、雇用に一層のダメージを与え、地方経済は、さらに低迷を余儀なくされるとの強い懸念がある」と、同意見書案においても危惧されているとおり、暮らしにも経済にも致命的な打撃を与えることは誰の目から見ても明らかです。ですから、どの世論調査でも、4月から増税することについて、「延期する」「中止する」という答えが圧倒しています。まさに消費税増税中止は国民多数の声です。消費税は、低所得者ほど負担が重く、極めて逆進性の強い最悪の大衆課税です。消費税引き上げに際してさまざまな手だてを講じなければ、弊害が大きく運用できないこと自体、消費税増税に道理がないことを示すものではないでしょうか。今こそ政府は、この国民の声を受けとめて増税中止の決断をすべきです。宮崎県議会は、県民の暮らしや経済を守る立場に立って、増税中止の意見書こそ上げるべきではないのでしょうか。

日本共産党は、本来の税制のあり方を、所得や資産に応じて負担をする「応能負担の原則」に立って改革し、富裕層や大企業への優遇税制を改めることや、国民の所得をふやす経済の立て直しで税収そのものをふやして財源を確保す

るなど、消費税に頼らないやり方を提案しています。この方向をしっかりと進めれば、国民に負担を強いることなど必要ありません。日本共産党は消費税そのものに反対の立場ですが、今、何より必要なことは、新たな負担で、国民の暮らしと地域経済に打撃を与える消費税増税の中止をさせることだと考えています。

したがって、消費税増税を容認し、それを前提にした同意見書案には反対を表明して、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第9号採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第9号についてお諮りいたします。

〔前屋敷恵美議員退席・退場〕

○福田作弥議長 本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔前屋敷恵美議員入場・着席〕

◎ 議員発議案第2号から第8号まで採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第2号から

第8号までについて、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

本年も、あと21日を残すのみとなりました。当局及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられますよう、心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成25年11月定例県議会を閉会いたします。

午前11時28分閉会